

福祉民生常任委員会会議録

平成22年12月13日

北 見 市 議 会

午前 9時57分 開 議

○（桜田委員長） ただいまから福祉民生常任委員会を開会いたします。

事務局より諸般の報告をいたさせます。

○（井上次長） ご報告を申し上げます。

ただいまの出席委員数は8名、全員出席であります。

以上であります。

○（桜田委員長） 今定例会におきまして、私ども福祉民生常任委員会に付託されました議案の審査を行うわけではありますが、審査につきましては配付されておりますレジュメに従い、順次行ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前 9時58分 休 憩

午前 9時58分 再 開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、市民環境部所管の審査を行います。

補足説明を求めます。

○（三田部長） おはようございます。12月1日付で人事異動がございましたので、該当者について自己紹介させていただきます。よろしく願いします。

○（武田係長） 戸籍住民課市民サービスセンター担当係長の武田健太郎と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○（三田部長） 引き続きまして、今定例会の議案第1号平成22年度北見市一般会計補正予算のうち市民環境部所管の補正予算案についてご説明申し上げます。

市民環境部からは、環境課が所管いたします合併処理浄化槽設置整備事業に関しまして、国からの交付金を財源に合併処理浄化槽の設置整備に係る補助金を補正計上させていただくものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○（松崎課長） それでは、環境課所管にかかわります補正予算案につきまして委員会資料に基づき補足説明をさせていただきます。

委員会資料1ページをごらんいただきたいと存じます。初めに、歳入でございますが、衛生費国庫交付金といたしまして、合併処理浄化槽整備に係る国からの循環型社会形成推進交付金94万円を計上させていただきました。

続きまして、歳出でございますが、環境衛生総務費の合併処理浄化槽設置整備事業費といたしまして、市民の快適な生活環境の保全と公共用水域の水質保全を図るため、北見市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付規則に基づき、下水道が未整備地域の世帯を対象に合併処理浄化槽の設置整備に対し補助を行っておりますが、本年度は例年を上回る要望が寄せられておりますことから、所要額559万1,000円を計上させていただきました。

以上でございます。

○（桜田委員長） 補足説明が了しましたので、市民環境部を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（桜田委員長） なければ、以上で市民環境部の審査を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時01分 休 憩

午前10時02分 再 開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保健福祉部所管の審査を行います。

補足説明を求めます。

○（藤澤部長） おはようございます。私から本委員会に付託されております保健福祉部所管の補正予算並びに条例の改正等につきまして、その主なものをご説明させていただきます。

初めに、一般会計の補正予算についてでございます。

すが、社会福祉課所管の民生費、障がい者福祉費では、障害者自立支援法等の改正による利用者負担の軽減及び生活介護サービス利用者の増加に伴う経費を補正計上いたしました。介護福祉課所管の高齢者福祉費では、国及び道の交付金によりグループホームのスプリンクラー及び自動火災報知設備の整備に伴う補助金を、保護課所管の生活保護総務費では過年度国庫負担金・補助金の精算に伴う返還金を、また国保医療課所管の後期高齢者医療費では平成21年度後期高齢者医療費の確定に伴う市負担分の増額を、国民健康保険特別会計では平成23年度からの診療報酬の電算化に関して新たに構築される国保総合システムに対応するためのシステム改修費用及び過年度精算金を、健康推進課所管の予防費では、寒さが厳しくなり、今後インフルエンザの流行が予想されますことから、昨年に続き新型インフルエンザ接種費用軽減に伴う経費を、保育課所管の保育所費では市立保育園の運営管理費及び法人立保育園への運営費負担金等をそれぞれ補正計上いたしましたところであり

ます。次に、議案第7号北見市へき地保育所条例の一部を改正する条例についてでございますが、留辺蘂自治区の大和保育所を児童数の減少により平成23年3月31日をもって閉所することに伴い改正を行うものでございます。

次に、議案第9号北見市立診療所条例を廃止する条例の制定についてでございますが、直営診療所として設置されている市立診療所を平成23年3月31日をもって廃止し、民間医療法人へ運営移管を予定しておりますことから、本条例を廃止する条例を制定するものでございます。

次に、議案第18号財産の無償貸付けについてでございますが、市立診療所の廃止後において運営を引き継ぐ医療法人に対し診療所の土地、建物を無償で貸し付けし、地域医療の確保を図るものでございます。

私からは以上でございますが、詳細につきまして

は担当課長から説明をいたしますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○（梅田課長） おはようございます。それでは、私から社会福祉課所管にかかわる補正予算案につきまして委員会資料に基づき補足説明をさせていただきます。

委員会資料1ページ、歳入でございますが、今回補正計上いたしました障がい者福祉費の歳出にかかわる財源でございますが、国庫負担金と道負担金を合わせまして4分の3を見込むものでございます。

次に、委員会資料2ページをお開きください。歳出でございますが、障がい者福祉費でございます。まず、自立支援給付費の介護・訓練等給付費ですが、入浴、排せつ、食事などの生活介護サービスを受けられる方がふえていること及び本年4月からの利用者負担軽減措置における要件の緩和などを要因といたしまして、2億433万5,000円を増額補正させていただきます。また、同じく自立支援医療費としては、人工透析療法、人工関節置きかえ術などを受けられる方が増加傾向にありまして、更生医療に係る費用として3,087万円を計上させていただいたものであります。

次に、障がい者福祉費過年度精算返還金ですが、平成21年度事業における国・道の負担金・補助金の精算に伴う返還金として1,529万1,000円を補正計上させていただきました。

最後に、障がい者福祉施設建設事業費補助金ですが、これは旧留辺蘂町において北陽会が平成15年度に実施した知的障がい者更生施設、るべしべ光星苑改築事業について北陽会が改築資金の一部を町内外の方々から借入れを行ってございましたが、このたび資金貸付者1名から同法人に対し繰り上げ返済の申し出がありましたことから、繰り上げ返済請求に係る北陽会への助成金といたしまして250万円を計上させていただいたものであります。

以上で補足説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○（大栄課長） 介護福祉課所管にかかわります補正予算案につきまして、配付させていただいております委員会資料に基づきまして補足説明させていただきます。

資料4ページをごらんいただきたいと存じます。下段の歳出、高齢者福祉費ですが、5カ所の小規模福祉施設、グループホームなどのスプリングラー整備、3カ所のグループホームに自動火災報知設備、火災通報設備、合わせて1,455万5,000円を補正計上させていただいたものであります。

なお、本事業は、それぞれの限度内において10分の10が国庫交付金、道交付金となるものであります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○（宇田川課長） それでは、保護課所管にかかわります補正予算につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元の委員会資料5ページをごらんいただきたいと存じます。歳入のうち補助金に係るものですが、国庫補助金での実施事業が本年度から北海道に造成された基金に係る道補助金事業として実施されることに対応した款項目及び補助金名の変更でございます。

続きまして、6ページをごらんいただきたいと存じます。歳入のうち1目生活保護総務費ですが、平成21年度の国庫負担金・補助金の精算に伴います国への返還金2,704万7,000円を補正計上させていただきました。この内訳は、右側の計上概要に記載のとおりですが、生活保護実施に伴う国庫負担金・補助金につきまして、毎年度実施期間の予算額を基本とした交付申請に基づき決定され、翌年度の6月に国に提出する実績報告により負担金・補助金の精算が行われる仕組みとなっているものでございます。それぞれ受け入れ済み額と所要額の差が精算額となり、多い場合は返還、少ない場合は追加請求となるものです。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろ

しくお願いいたします。

○（高畑課長） それでは、国保医療課所管の補正予算につきましてご説明させていただきます。

委員会資料7ページをごらんください。一般会計の歳出についてでございますが、民生費、後期高齢者医療費では、平成21年度後期高齢者医療費の確定に伴い、市の負担分でございます療養給付費負担金につきまして2,088万円を増額するものでございます。

続きまして、資料8ページをごらんください。国民健康保険特別会計につきましては、下段の歳出、総務費、一般管理費では、国民健康保険の診療報酬、いわゆるレセプトについて審査支払業務を委託しております北海道国民健康保険団体連合会におきまして、平成23年4月診療分からレセプトの請求方法が現在の紙レセプトから原則として電子化されることに伴い、新たに構築されます資格管理及び給付点検並びにレセプト管理を行うための国保総合システムに対応するため、自庁の国保システムの改修費並びにレセプト点検用の端末機器の導入に係る経費を合わせて2,073万3,000円を増額するものでございます。

次に、諸支出金、償還金では、平成21年度の特定健康診査等負担金並びに出産育児一時金補助金の確定に伴い、過年度精算金として合わせて1,071万4,000円を計上するものでございます。

なお、上段、歳入におきましては、歳出に関連し、繰入金、その他の一般会計繰入金では2,073万3,000円を増額し、国民健康保険準備金積立基金繰入金では1,071万4,000円を増額するものでございます。

以上で国保医療課所管に係る補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○（津幡課長） 私より健康推進課所管の補正予算について補足説明をさせていただきます。

委員会資料9ページでございますが、これにつきましてはことし9月21日開催の委員会で新型インフルエンザワクチン接種の実施について説明いたし、

ご了承をいただいた中、ワクチン接種事業の受託医療機関並びに接種単価の決定、生活保護世帯を含む市民税非課税世帯の方への軽減措置の準備を行い、10月から市内におきまして接種が開始されているところでございます。今回接種対象者が確定したことから、接種事業に関する予算について補正計上させていただきますのでございます。

まず、上段、歳入であります。今回の新型インフルエンザワクチン接種に関し市が実施する軽減措置に対し補助基準額により国から基本額の2分の1、北海道から4分の1、計4分の3が補助されるものでございます。国の補助分も北海道を經由して収入となるため、一括道補助金として3,204万5,000円を計上いたしております。

次に、下段、歳出であります。予防接種事業費のうち新型インフルエンザ接種費用軽減事業に係る経費として4,639万9,000円の補正額を計上させていただきます。これは、医療機関に委託する接種料として、生活保護世帯を含む市民税非課税世帯の方の接種費用を全額免除、また課税者であっても65歳以上の方については1,000円の個人負担の差額2,150円を免除するものであります。それぞれ軽減対象者を抽出し、前年までの接種率を勘案した接種人数により算出した委託料4,195万8,000円とこれら接種事業に係る印刷製本費、通信運搬費など事務費444万1,000円でございます。

なお、軽減措置の状況でございますけれども、12月10日現在で市民税非課税世帯の方2万1,862人に対する軽減証明書の交付件数でございますが、1万821人、49.5%の方に完了したところでございます。

引き続き、北見市立診療所条例を廃止する条例の制定について説明をさせていただきます。委員会資料13ページをごらんください。国民健康保険法に基づく直営診療所として設置されております市立診療所につきましては、平成23年3月31日をもって廃止し、平成23年4月から民間医療法人へ移管を予定していることから、本条例を廃止する条例の制定を行

うものでございます。

また、これにより関連いたします北見市国民健康保険条例及び北見市特別会計条例の一部改正を行うものでございます。

北見市立診療所条例を廃止する条例につきましては、記載のとおり、北見市立診療所条例、平成18年条例第122号を廃止、附則2項により北見市国民健康保険条例の第6条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とするものであります。下段の新旧対照表のとおりとなるものでございます。

また、附則3項では、北見市特別会計条例の第4条を削除するもので、下段の新旧対照表でございますが、現行の第4条部分を削除するものでございます。

以上、北見市立診療所条例を廃止する条例の制定と関連する条例の一部改正に関するものでございます。

続きまして、資料14ページをごらんください。北見市立診療所土地及び建物の無償貸し付けについてを説明させていただきます。平成23年3月31日をもって廃止を予定している市立診療所におきまして、診療を引き継ぎ4月1日から運営をいただきます医療法人に対し、診療所の土地及び建物を無償貸し付けすることにより、相内地域の医療の確保及び充実を図るものでございます。

貸付財産については、15ページに位置図を載せておりますが、土地、相内町65番3ほか4筆、2,043.1平方メートル、建物、相内町65番地39ほかに所在する診療所、医師住宅及び車庫の3棟で699.55平方メートルでございます。貸付先は、現在市立診療所で診療協力をいただいております三角医師が理事長を務められております留辺薬町温根湯温泉の医療法人社団雄俊会でございます。なお、無償貸し付けの期間は10年間となっております。

また、現在同診療所に備え付けの医療備品等につきましても無償貸し付けを予定しているところであり、4月の移管に向け、長期診療を見据えた覚書の

締結など、諸般の事務を取り進めたいと考えております。

以上、健康推進課の補正予算並びに北見市立診療所土地、建物の無償貸し付け、条例の制定についての説明でございます。ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○(三樹課長) それでは、私から保育課所管の補正予算につきまして、お手元に配付させていただいております委員会資料に基づきご説明させていただきます。

委員会資料10ページ、11ページをごらんください。まず、右側、11ページ、歳出から説明させていただきます。3款民生費、4目保育所費の市立保育園運営管理費についてですが、保育所の産休等に係る代替職員並びに入園児童数の増加に伴う臨時保育士の配置任用数の増により、2,020万2,000円補正するものです。

次に、法人立保育園運営費負担金ですが、市立保育園運営管理費同様に、入園児童数の増加に伴う負担金の増により、2,303万5,000円を補正するものです。

次に、へき地保育所運営管理費ですが、入所児童数の増加に伴う委託料201万6,000円を補正するものです。

続きまして、左側、10ページの歳入、上段からごらんください。12款分担金及び負担金では、ただいま説明いたしました歳出同様、入園児童数の増加に伴う保育園保育料の増として156万1,000円、次に14款国庫支出金といたしまして法人立保育園運営費負担金に係る保育所運営費負担金として792万6,000円、さらに15款道支出金での保育所運営費負担金として396万3,000円、また下段、産休等代替職員任用事業費補助金として79万5,000円をそれぞれ補正するものです。

次に、12ページをごらんください。議案第7号北見市へき地保育所条例の一部を改正する条例についてでございますが、留辺蘂自治区のへき地保育所、

大和保育所につきましては、入所児童数が減少したことから、地域並びに保護者の皆様と協議を進め、ご理解を得られましたことから、平成23年3月31日で閉所することで所要の改正を行うものでございます。

以上で補足説明を終わりますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○(桜田委員長) 補足説明が了しましたので、保健福祉部を審査の対象といたします。

質疑のある方はご発言を願います。

○(熊谷委員) まず、社会福祉課の関係で自立支援給付費のご説明が今あったので、中身的には大体わかるのですけれども、当初予算に比べて補正の額が結構な割合になると思っているものですから、伺います。介護・訓練等給付費の関係、先ほど受ける人がふえているということなのですから、これはいろいろなサービスがあるものなのですけれども、全般にわたってなのか、例えばこういうものがふえていますとかというのはあるのでしょうか、それを伺いたいと思います。

それから、自立支援医療費、受ける人の件数がふえているのか、それとも個別の医療費が高くなっているのかということだと思うのですが、先ほどの説明だと、要するに受ける人がふえているということなのですから、その辺もう少し具体的にご説明いただけますか。

それから、保護課の関係で、支出とはかかわらないのですけれども、歳入でいわゆる自立支援プログラムや何かの関係では今度は国の補助金から道の補助金になったということで、この自立支援プログラムに関連してお伺いしたいのですけれども、今就労支援員という方が2人ですか、配置されていると思うのです。ここと個々のケースワーカーとの連携がどうなっているのかというのを伺いたいと思うのです。というのは、それぞれ就労支援員の方も一生懸命やっただいていただいているとは思いますが、個々の受給者にしてみれば、具体的に就労なんかの

指導を受けて相談をするという、例えば2週間に1回とか、求職の状況について報告に来いということになっていますね。そういうところに行くと、個々の担当のケースワーカーしか来なくて、例えばいろいろなことで就労支援員の方がいろいろわかっているはずだと言っても、いや、そんなの関係ないということでやられるような話を聞いたものですから、その辺の連携がどのようになっているのか伺いたいと思います。

それから、健康推進課で新型インフルエンザワクチンの接種費用の軽減なのですが、この軽減を受けるための具体的な手続というか、その辺についてご説明いただきたいと思います。

以上です。

○(高木係長) 熊谷委員の自立支援給付費、介護・訓練等給付費の当初見込みよりも増加している要因についてのご質問ですが、介護・訓練等給付費は、本年4月に国の利用者負担の軽減によりまして、市民税非課税の方については利用者負担がゼロとなることに伴いまして、総体的な介護・訓練等給付費の増につながっているものでございまして、これについては当初介護・訓練等給付費の利用者が1,200名おりまして、そのうち市民税非課税の方については700名ほどおりまして、その部分で月額利用者負担が250万円程度になっております。年間にしますと、3,000万円程度の利用者負担の部分での増加ということになってございます。それと、利用者についての伸びですが、居宅介護等の在宅障がい福祉サービスの利用者の増と、あとは訓練等給付の福祉的就労におきます就労継続支援事業等のサービスを利用される方がふえております。

それと、自立支援医療費についてですが、自立支援医療費についても透析を受ける方、それとひざとか股関節の置換術を受ける方が昨年よりもふえておりますので、その部分についても補正をさせていただいたところでございます。

以上です。

○(宇田川課長) 熊谷委員のご質問でございますが、5ページの自立支援プログラム策定実施推進事業でございます。これは、ご案内のとおり、平成18年度から国のいわゆる100%補助事業として展開され、北見市といたしましては平成18年度1名、それから平成19年度から現在まで2名の嘱託職員という形で継続して実施してございます。というわけで実質的には平成18年、平成19年、平成20年、2名体制になってからまだ二、三年しかたっていないということで十分にこなされているかどうかというのはなかなか難しい問題がはっきり言ってございます。それはなぜかといいますと、この事業の目的ですが、いわゆる職業相談、職業を求めることについての専門的知識、技術を有する就労指導員を配置しなさい、それから公共職業安定所と連携をとりなさい、そういう事業目的がございまして、それは、当初からいわゆるケースワーカー、あるいはそれを指導する係長、SV、当たり前ですが、所全体として実施してきたものでございます。それとの関係で大変難しい問題が内包していることは事実です。ただ、毎年少しずつ連携をとりながら、例えばけさもそのメンバー、就労相談員と担当係長とケースワーカーとSVと何かそごなり、スタートをする際の打ち合わせという2つのポイントで連携をとりながらやっているものでございます。

以上でございます。

○(津幡課長) 熊谷委員からございました新型インフルエンザに関する具体的手続についてでございますけれども、これにつきましては昨年度の対応と同様でございますけれども、ことしにつきましては2種類の軽減を行っているところでございます。

まず1つ目、市民税非課税世帯の方につきましては、9月末に対象世帯を抽出いたしまして申請書の発送を行いました。順次申請を受け付けておりまして、審査の上、希望者に対し証明書を送付するところでございます。なお、希望者につきましては、個別に受託医療機関で接種をいただいているところで

ございます。

もう一方、課税者で65歳以上の方につきましては、直接医療機関等で保険証等により年齢を確認していただきまして、1,000円ご負担いただいで接種をいただいでいるところでございます。

以上でございます。

○(熊谷委員) 今の最後の新型インフルエンザの関係で、いわゆる市民税非課税者は、その方々に直接申請書を送って、申請書を出してもらって、その証明書を送るという形でいいのですけれども、65歳以上の方は直接医療機関に行って年齢を確認してもらって安くすると。それで、例えば65歳以上の人で、このような軽減があるということの周知というか、その辺はどうなのかと。市民税非課税者については直接申請書が行くからわかるのだけれども、65歳以上の人で新型インフルエンザの予防接種を受けようと思って行く人はいい、行って年齢を確認してもらって安くなりますよということで安くしてもらおう。これを知らなくて行かないという場合もあると思うので、その辺の周知はどのようになるのか。

○(津幡課長) 65歳以上の方の軽減につきましては、実は10月上旬に経済の伝書鳩に1度広告を載せさせていただいております、それに加えまして市のホームページ等でお知らせしているところがございます。65歳以上の方につきましては、実は季節性のインフルエンザの対応で従前1,000円のご負担でやっていただいておりますので、恐らくそのまま行っていただけるのではないかと考えているところがございますけれども、基本的には周知については経済の伝書鳩とホームページでやってございます。

以上でございます。

○(桜田委員長) ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(桜田委員長) なければ、以上で保健福祉部の審査を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時34分 再開

○(桜田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、端野総合支所及び常呂総合支所の審査を行います。

補足説明を求めます。

○(藤田総合支所長) 皆さん、おはようございます。それでは、本委員会に付託させていただきました議案第13号市民環境部の所管する施設に係る指定管理者の指定についてと議案第14号北見市老人いこいの家に係る指定管理者の指定についてでございますが、端野総合支所関係分8施設と常呂総合支所関係分2施設でございますので、私から補足説明させていただきます。

平成23年3月をもって3年間の指定管理期間が終了いたします端野自治区と常呂自治区にあります集会施設につきまして、ことし9月21日開催の当常任委員会で報告させていただき、平成23年4月からの指定管理者の指定の更新に向けて事務を進めておりましたが、それぞれ選定委員会を開催し、指定管理者の候補者を選定させていただきましたことから、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、一括して端野総合支所市民環境課長から説明をいたさせますので、よろしくお願いたします。

○(高橋課長) おはようございます。それでは、私から指定管理者の指定について、提出させていただきました委員会資料に基づき説明させていただきます。

委員会資料1ページから3ページでございます。資料1ページ、議案第13号に係ります端野総合支所関係につきまして、(1)、緋牛内農村生活センターから2ページ、(8)、北見市端野町高齢者コミュニティセンターまで及び資料3ページの常呂総合支所関係分の(9)、北見市福山地区高齢者コミュニティセンターと2、議案第14号の北見市老人いこ

いの家につきまして、それぞれ記載の指定団体に施設の管理・運営を指定いたしたく、地方自治法第24条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、指定管理者の選定に至る経過について説明させていただきます。今回議決を求める施設のうち、公募において指定団体を選定いたしました端野総合支所関係分の8施設と2の(1)、北見市老人いこの家につきましては、その選定に当たり、それぞれ各総合支所において選定委員会を開催し、募集期間中に応募された団体が各施設1団体であったことから、採決方式により、申請書を審査の上、選定基準に基づき1施設ずつ選考したところであり、選定審査の結果、それぞれ記載の指定団体において、選定理由に記載したとおり、選定基準に照らし適切と認め、採決方式により全委員が応募団体を適切と認めたとの理由により、適切と判断し、選定したところであり、また、非公募により選定することとした資料3ページの(9)、北見市福山地区高齢者コミュニティセンターにおきましては、さきの本委員会では非公募の理由について説明しておりますが、選定委員会の開催において地理的特殊性等から指定管理者として町内会以外への代替性がない合理的な事情があると判断し、採決方式により全委員が適切と認め、選定したものであります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○(桜田委員長) 補足説明が了しましたので、端野総合支所及び常呂総合支所を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(桜田委員長) なければ、以上で端野総合支所及び常呂総合支所の審査を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時39分 再開

○(桜田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で当委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

次に、討論の通告がありませんので、付託議案7件を一括採決いたします。

お諮りいたします。本案はいずれも原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○(桜田委員長) ご異議なしと認めます。

よって、本案はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員会報告の文案については、正副委員長において作成の上、12月16日午前9時30分から委員の皆さんにお諮りしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○(桜田委員長) ご異議なしと認め、さよう決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時42分 再開

○(桜田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保健福祉部からの報告、北見市高齢者福祉会館等の管理規則についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○(藤澤部長) それでは、私から、保健福祉部が所管する施設の利用料金、使用料などの改定につきましては当該条例の改正について本定例会で議決をいただいたところでございます。これら条例の改正により、当該管理規則の制定または所要の改正が必要となりましたことから、その内容等につきまして担当課長からご説明いたさせますので、よろしくご

審議いただきますようお願いいたします。

○（梅田課長） それでは、私から保健福祉部が所管する北見自治区、北見市高齢者福祉会館管理規則の制定並びに常呂自治区、北見市老人いこいの家管理規則及び留辺蘂自治区、北見市高齢者福祉センター管理規則の一部改正を行いましたので、一括して補足説明いたします。

委員会資料1ページ、第5条、利用料金の減免でございますが、今定例会初日に原案のとおり可決していただいた条例本則において住民センターと同じ料金表により使用料を定めておりますけれども、これを条例の制定に基づき区分を設けて減免しようとするものでございます。なお、このたびの規則改正において、常呂自治区の老人いこいの家及び留辺蘂自治区の高齢者福祉センターの減免基準についても使用料と同じく統一を図ったところでございます。

資料4ページをお開きください。中段、減免基準表でございます。1として、生活保護法にかかわって葬儀に利用する場合は全額免除といたします。2として、町内会あるいは連合町内会が役員会、総会、行事などで利用するときは3割を減額するものでございます。ただし、行事の内容が長寿を祝う会や地域の子供を交えた遊びや文化の伝承など、施設の設置目的である高齢者の福祉向上であれば、条例本則で規定したとおり、料金は発生しない、つまり無料で利用できる施設となっております。次に、3として、特に市長が認めたとき3割減額とするものであります。

続きまして、資料5ページをごらんください。常呂自治区の老人いこいの家でございますが、中段、別表第1、左側がこれまでの減免基準でございますが、改正後は右側、ただいまご説明したとおり、3つの区分に統一してございます。

次に、飛びますが、資料7ページをお開きください。留辺蘂自治区の高齢者福祉センターでございますが、中段右側、こちらにも統一した減免基準、減免区分を規定するものでございます。なお、いずれの

施設においても暖房使用料については施設の使用料が全額免除となる場合を除いて負担していただくものでございます。

私からは以上でございます。

○（桜田委員長） 説明が了しました。

質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（桜田委員長） なければ、以上で保健福祉部からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前10時47分 再開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市民環境部からの報告、北見市住民センター等の管理規則についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○（三田部長） 初めに、集合の手違いがございまして、この順序が保健福祉部と入れかわったことを心からおわび申し上げたいと思います。申しわけございませんでした。

それでは、使用料、手数料改定にかかわります市民環境部所管の住民センター等並びに温根湯温泉支所の所管する温根湯温泉スポーツセンター等の管理規則の改正につきましてご報告申し上げます。

詳細につきましては担当課長、支所長からご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○（近藤課長） おはようございます。住民センター等使用料改定に伴い管理規則の改正につきまして、提出いたしました資料に基づき説明をさせていただきます。

なお、今回の使用料改定では、使用料、手数料見直しの基本的な考え方により、住民センターにつきましても類似施設の料金体系化を行い、規則においても暖房利用料金、ガス利用料金、使用料の減免基準の統一を図ってきたことがありますので、市民活

動課、相内支所、東相内出張所及び端野、常呂、留辺蘂の各自治区におきましては各市民環境課所管、また温根湯温泉支所所管の集会施設管理規則におきましても代表して私から一括説明させていただきます。

今回のそれぞれの管理規則の改正の主な内容は、各施設の標準的装備であります暖房機の利用料金、ガス利用料金の統一を図ったこと、また各部屋の基本使用料の減免基準の統一でございます。特に減免基準では、市民負担の公平性の確保を図るために、高齢者福祉会館がない端野、常呂、留辺蘂の各自治区での老人クラブ等利用者の対応につきまして保健福祉部と協議を行いましたほか、農林水産部所管の集会施設との整合性を持つために協議を行いながら減免基準の統一を図ったところでございます。こうしたことから、改正部分では共通していますので、北見自治区の住民センターについては資料1ページから3ページの北見市住民センター管理規則で説明をいたしまして、端野、常呂、留辺蘂の各総合支所所管におきましては資料10ページから13ページの北見市地域生活センター管理規則により説明をさせていただきますことといたします。

それでは、資料1ページをお開き願います。北見市住民センター管理規則新旧対照表をお示していますが、表の右側、改正の欄をごらんください。第4条、暖房その他附属設備に係る利用料金として、同じページの別表第1の(1)では暖房利用料金の額を改定させていただきました。これは、使用料・手数料に関する議案審査特別委員会資料にもお示しておりますが、各住民センターの標準的な暖房機の燃費による個別暖房の経費を灯油単価を用い算定し、それぞれの使用室の大きさにより1時間当たりの使用料を各センターの部屋ごとに定めたところでございます。

次に、資料2ページ中ほどですが、(2)のガス利用料金につきましては、都市ガス使用とプロパンガス使用の種類がありますことから、それぞれ従量

料金、基本料金をもとに算定し、都市ガス使用の場合は1時間当たり70円、プロパンガスの場合は130円として統一したところでございます。

次に、利用料金の減免についてですが、資料2ページ下段の別表第2に減免基準表をお示していません。変更がある部分は、その他、特に市長が認めるときに3割減額とすることを加えたところです。これについては、原価コストを計算し、市民負担を50%としたところであり、地域の集会施設として利用される施設の設置目的から、受益者負担の原則により有料を原則としまして、市長が特に認めた場合においても3割減免としたところでございます。

以上については、北見市住民センター管理規則、北見市相内地区住民センター管理規則、北見市農業総合地域施設管理規則が同様の暖房、ガス利用料金、減免基準としたところでございます。

次に、資料10ページをお開きいただきたいと存じます。北見市地域生活センター管理規則新旧対照表でございます。まず、減免の基準ですが、前段に申しましたとおり、端野、常呂、留辺蘂の各自治区には高齢者福祉会館がありませんことから、老人クラブ等が利用する場合の対応が必要ではないかということで保健福祉部とも検討を重ね、地域住民の集会施設であります住民センターですが、高齢者福祉会館の所在する地域との市民負担の公平性の確保のため必要であると判断をさせていただき、10ページの中段、別表第1に地域の老人クラブが利用する場合、特に市長が認めるときとして、地域の老人クラブが使用する場合は全額免除とさせていただきました。また、以下の減免基準3項目については、全自治区、他の規則すべて同じ基準で対応するとしたところでございます。

次に、資料11ページ、別表第2、(1)で暖房利用料金を各施設の部屋ごとにききに申しました積算基礎をもとに同様に設けましたほか、12ページ下段から13ページ、(2)で附属設備利用料金を記載していますが、調理用ガス機器の130円のほか、豊北

農村生活センターの附属設備として特殊調理器具などの利用料金を設定させていただいたところがございます。

以上については、端野自治区、北見市地域生活センター管理規則ほか1規則、常呂自治区では北見市日吉会館管理規則ほか3規則、留辺蘂自治区では北見市留辺蘂町民会館管理規則ほか4規則でございます。

以上、2つの管理規則の改正内容の説明をもちまして代表して説明させていただきました。

私からは以上でございます。

○（川越支所長）引き続き、温根湯温泉支所が所管いたします北見市温根湯温泉スポーツセンター管理規則の改正につきましてご説明をさせていただきます。

温根湯温泉スポーツセンターにつきましては、スポーツ施設の中のドーム施設に分類されております。ただいま市民活動課長から暖房設備の使用料金の算定、各施設の減免基準の考え方等に関して説明がありましたので、詳細については省略をさせていただきます。使用料の減免については、資料57ページから59ページまで、別表第2として減免基準が示されております。減免となる区分は、大きく分けて社会福祉関係団体等、学校教育関係、社会教育関係団体、その他団体の4区分がございます。減免率は全額免除、5割減額、2割減額の3区分がございます。このうち全額免除となるのは、社会福祉関係団体等が使用する場合、小・中学校及び幼稚園が授業または行事等で使用する場合、中体連が主催する全市的規模以上の競技会等で使用する場合及び障がい者の介助者が使用する場合となっております。次に、5割減額となるのは、高等学校、専修学校、大学等が主催する競技会等で北見市または北見市教育委員会の後援を受けて使用する場合ということです。最後に、2割減額となるのは、その他の団体として分類され、市長が適当と認めるものが使用する場合となっております。

以上でございます。

○（桜田委員長）説明が了しました。
質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（桜田委員長）なければ、以上で市民環境部からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時56分 休 憩

午前10時57分 再 開

○（桜田委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、陳情第2号子ども医療費を小学校就学前まで完全無料化を求める陳情書につきまして、正副委員長において委員会報告の文案を作成しておりますので、これより事務局に朗読いたさせます。

○（渡辺係長）それでは、朗読させていただきます。

ただいまからさきの第3回定例会におきまして私ども福祉民生常任委員会に付託されました陳情第2号子ども医療費を小学校就学前まで完全無料化を求める陳情書の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

本陳情は、新日本婦人の会北見支部から提出されたもので、陳情の趣旨として、子供たちが健やかに成長するために経済的憂慮なく病院にかかれるよう、子育て世代への経済的支援の政策として子供医療費の助成拡大を求めるもので、陳情項目として、1つ、子供医療費の無料化を就学前まで拡大すること、2つ、所得制限を撤廃し、完全無料化することを求めるものであります。

委員会は、本陳情の審査に当たり、11月16日、関係理事者出席のもと、提出された資料に基づく説明を受けた後、質疑を行ったところでありますが、その内容を申し上げますと、子供医療費の助成対象を拡大することについては、これまで他都市の状況や市の財政状況を見ながら検討するとの姿勢をとって

いるが、現行の助成制度の対象を小学校就学前まで引き上げることについて、具体的にどのような検討がなされているのか。また、所得制限や初診時一部負担金を撤廃することについて、具体的にどのような検討がなされているのか。無料化の実施に向けては、他の少子化対策との兼ね合いもあるとのことだが、市長公約である保育料等の問題について検討状況を示せとの質疑に対し、理事者からは、医療制度の改正により従前3歳未満であった2割負担の対象が小学校就学前まで拡大されていること、また道内自治体においても独自措置として拡大していることから、北見市においても検討課題であるにとらえている。しかしながら、年間2,200万円という財源見通しからも、市の財政状況、他の少子化対策、子育て支援との整合性を図りながら対応していきたい。所得制限を廃止し、完全無料化をすることについては、他の公費負担医療制度との負担の公平性を踏まえ、受益者負担としての自己負担は必要であると考えている。市長公約の部分については、関係部署と協議を重ねている段階であることをご理解いただきたいとの答弁がなされたところであります。

続く11月24日に開催した委員会では、本陳情の取り扱いについて、委員間で意見の交換を行ったところでありますが、まず第1項の子供医療費の無料化を就学前まで拡大することについて、委員からは、児童福祉法に規定される国及び地方公共団体の責任を果たす上でも、少なくとも現行の子供医療費の助成対象を小学校就学前まで拡大することは最低限度の要求であるから、採択すべきであると考えている。当面は中学校まで現行の無料化を拡大してほしいと考えていることから、現段階で小学校就学前までの拡大を求める本陳情については、採択すべきであるとの意見が出されたところであります。

次に、第2項の所得制限を撤廃し、完全無料化することについて、委員からは、すべての子供にひとしくというのが基本であること、また初診時一部負担金は診療科ごとに必要となるため、病状によって

は負担額が増大することも考えられ、他の軽減措置を講じても相殺される可能性もあることから、所得制限や初診時一部負担金は廃止すべきであると考えている。他の福祉施策との優先順位を考慮すると、採択すべきではない。現在の市の財政状況を踏まえ、他の福祉制度との兼ね合いを考えると、この部分だけを先んじて完全無料化するというのは難しいと考えているとの意見が出されたところであります。

これら意見交換の後、委員会は採決を行ったところでありますが、陳情第2号第1項については全会一致で採択すべきものと決定、第2項については起立少数で不採択とすべきものと決した次第でありますので、本議会におかれましても当委員会の決定のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、福祉民生常任委員会の報告を終わります。

以上です。

○(桜田委員長) ただいま朗読いたしました文案についてご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(桜田委員長) それでは、朗読のとおり本会議において報告することといたします。

以上で本日の委員会を終了いたします。

どうもご苦労さまでした。

午前11時02分 閉 議
